

高畠町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成２７年３月策定

平成３０年８月改訂

高畠町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、死傷者が多数発生する事故が相次いだことから、平成24年8月までに各小学校の通学路において、関係機関が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

通学児童生徒が、交通事故等の被害に遭わないためには、道路環境の整備のほか通学方法の見直しや交通安全教育、通行規制、見守り活動など、ハード・ソフトが一体となった対策を行う必要があります。

そのようなことから、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび関係機関の連携体制を構築し、「高畠町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「高畠町通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・ 山形河川国道事務所
- ・ 山形県置賜総合支庁道路計画課
- ・ 南陽警察署
- ・ 高畠町立小・中学校
- ・ 高畠町役場生活環境課
- ・ 高畠町役場建設課
- ・ 高畠町教育委員会教育総務課
- ・ 南陽地区交通安全協会

3. 取組方針

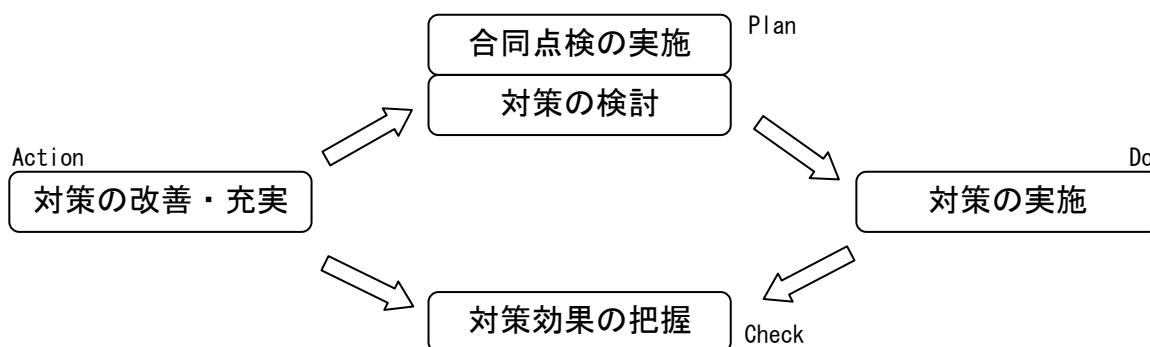
(1) 基本的な考え方

道路や交通安全状況の変化を把握し通学路の安全を確保するため、合同点検の実施を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。なお、通学路の定めがない中学校生徒の通学ルートについても取組みの対象に含むものとします。

また、降積雪期における安全対策も重要であることから、冬季の安全教育や交通指導、除雪などによる安全な歩行者空間の確保に努めます。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・ 4月中に各小学校で通学路の安全点検を実施し、また、中学校においては各組織等からの情報をもとに集約し、危険個所を教育委員会に報告します。
- ・ 危険個所及び具体的内容を整理し、7～8月に学校や地区と一緒に合同点検を実施します。
- ・ 冬期間に関する危険個所については、積雪時にも合同点検を行います。
- ・ なお、通学路安全推進会議において、緊急に点検を行うことが必要と判断した場合は、随時、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・ 小学校区ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、交通安全協会、教育委員会等が参加する合同点検を行います。
- ・ 中学校生徒の通学ルートについては、小学校区ごとの合同点検と併せて実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じた具体的な対策案を検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実施に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 点検・対策箇所一覧表の公表

小学校ごと及び中学校の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校区ごとの「点検・対策箇所一覧表」を作成し、公表します。